

#### 性の多様性の現状について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「公事窓法律事務所」代表。

いまから遡るところ19年ほど前の平成15年7月10日、いわゆる性同一性障害特例法（以下、「本法令」という）が制定され、翌平成16年7月16日から施行された。

いと戸籍上の性別記載を変更できることとなつた。なお、性別の取り扱いの変更を求める審判を申し立てるための要件の一部には、生殖腺がないことまたは生殖腺の機能を永続的に欠く状態であることや、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることなどが明記されている。

D夫婦)、夫が第三者から精子提供を受けて人工授精によって女性が懷胎し、その後、子を出産した事例で、夫婦が自らの嫡出子として子の出生届を提出したところ、役所が子の父の欄を空欄とした事案があった。東京高裁決定では、本法令の審判により男性となつた夫と出生した子との間に血縁関係が存在しないことが明らかであり、民法第772条第1項が「妻が婚姻中に懷胎した子は、夫の子と推定する」とする前提を欠くものとしてこの申し立てを却下したしかし、最高裁は、本法令成立後10年ほどが経過した平成25年12月10日、子の父を夫とする旨の戸籍訂正申し立てを認めるに至つた。その要旨は妻との性的関係によって子をもうけることがおよそ想定できないものの、審判によつて男性となつた者との、女性との婚姻を認めていながら、他

方で婚姻の主要な効果である民法の推定を享受できないということは相当ではないとの理由であるが、個的には結論は正当としても理由に物足りなさを感じていた。逆に、本法令の審判によつて男性が女性になり、男性と結婚をした後、代理母を通じてその後出生した子につき、夫婦(MTF夫婦)の嫡出子として届けようとしても、女性となつた妻が分娩していない以上、妻の子としては認められず、特別養子縁組制度を通じて対処するしかないので現状である。もちろん、同性カップルが婚姻に準ずる関係として地方自治体が証明するパートナーシップ制度を利用したとしても、法律婚ではない以上、上記夫婦(MTF夫婦)のケースで認められる特別養子縁組という対処すらも認められない。さらに、ある男性が自らの精子を凍結保存し、その後女性パートナーがこの精子にて懷胎し、2歳違いで女の子2人を出産したケースが明らかになつた。もちろん、この男女は結婚をしていなかつたことから、男性は女性パートナーが出産した2人の子の認知届を提出しようとしたが受理されなかつた。問題は、この男性が本法令の申し立てによりまだ男性である時点で出生し、次女はその男性が本法令の審判により

知請求はいれどもこの男性が女性になつた後のこと、認めた後のことであったという点である。令和4年2月28日、東京家庭裁判所は、父または母が子を認知できるのは、「父」が男性であることが大前提であるとし、すでに本法令の審判により女性になつていても、法律上、男性ではない女性は「父」には該当せず、懐胎もしていないのであるから、「母」にも該当しないとした。その後、令和4年8月19日、東京高等裁判所は、「家族関係を規定する法律は強い法的安定性が求められ、明確な基準で決めるべきだとし、この明確な基準を「子どもの出生時」と定め、父がいまだ男性であつた時に出生した長女は、その女性を「父」とする認知を認めたが、父が女性になつた後に出生した次女についてはこれを認めなかつた。もちろん、長女も次女もDNA型鑑定によれば、本法令の審判により女性になつた、かつての男性と女性パートナーとの間の子どもら（実の姉妹）であるが、相続が生じてしまいかねない。同性パートナーであれば、G-I-D夫婦、M-T-F夫婦であり、自らが選択した結果が尊重され、差異が生じない社会、性の多様性が社会に根付く中でより生きやすい社会を構築するための法制度を新設していかなければならぬ。